

一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会  
個人情報保護規程

制定 2019年11月13日

(目的)

第1条 この規程は、定款第50条第2項及び「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本協会の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいう。

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

3 この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

4 この規程において「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

5 この規程において「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

6 この規程において「個人番号関係事務」とは、番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

7 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報データベース等をいう。

8 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

9 この規程において「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

10 この規程において「役職員等」とは、本協会に所属するすべての役員及び職員をいう。

11 この規程において「個人情報管理責任者」とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有

するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

- 2 本協会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本協会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本協会においては、専務理事を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本協会で行き扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他の不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

- 2 個人情報等を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 本協会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報等の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等(ただし、要配慮個人情報を除く。)を取得した場合。

(2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、定款第4条に定める事業に係る業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的(前条第3項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的)の範囲内でなければならない。

2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

(個人情報等の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、本協会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等(要配慮個人情報を除く)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3) 本協会との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本協会が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを文書管理取扱規程に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を代表理事のほか、影響を受ける可能性のある本人及び個人情報保護

委員会等の関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した個人情報等の範囲
- (2) 漏洩先
- (3) 漏洩した日時
- (4) その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、代表理事及び関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第15条 本協会がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 本協会の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、本協会の事務局が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備及び支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第17条 個人情報及び特定個人情報に関する取扱いの細則については、代表理事が別に定めるものとする。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、制定の日(2019年11月13日)から施行する。